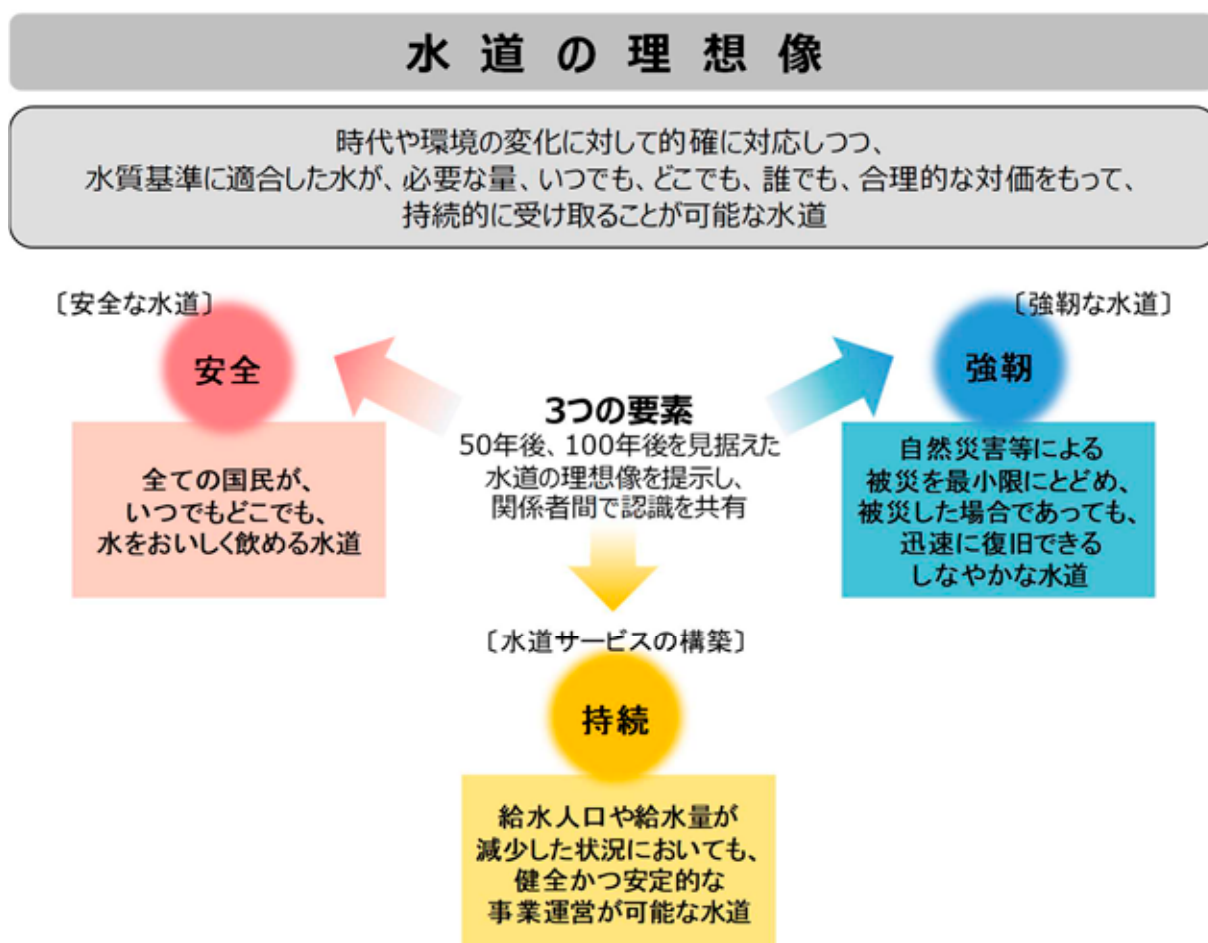


8.1 基本理念及び基本方針

8.1.1 はじめに

「新水道ビジョン 平成 25 年 3 月 厚生労働省」では、水道水の安全の確保を「安全」、確実な給水の確保を「強靱」、供給体制の持続性の確保を「持続」と表現し、これら 3 つの観点から、その理想像の具現化が図られるよう、本章では、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、さまざまな分野に関して関係者が取組むべき事項の方向性及び今後 10 年間に実施する取組みの目標点を示します。



出典：新水道ビジョン平成 25 年 3 月 厚生労働省に基づき一部編集

図 8.1 水道の理想像

8.1.2 基本理念

水道事業には、県民の快適で安全かつ安心な暮らしのために、安全な水を必要に応じて利用できるように安定して供給することが求められます。それを実現するためには、地震等の災害に強い施設の構築や水道水のバックアップ能力の確保及び水質の管理等を徹底して実施することが重要となります。また各地域の実情を踏まえ、水道を取り巻く社会の変化にも対応できるよう、環境にも配慮し、県民の満足と信頼を得られる質の高いサービスについても持続して提供していくことが重要です。

県民にとって望ましい水道を実現し、今後も継続的に県民が快適で安全かつ安心な暮らしを続けられるよう、第2期ビジョンにおける基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

水の国 くまもと
—安全で強靱なくまもとの水を未来へ、水の供給をいつまでも—

8.1.3 基本方針

基本理念に掲げた「水の国くまもと」を目指すために、厚生労働省の「新水道ビジョン」に示された水道の理想像に基づき、「安全」、「強靱」、「持続」を基本理念の実現に向けた3つの基本方針としています。

一方で、第1期ビジョン策定以降、新たな汚染物質への対応など、水質管理の徹底が求められるほか、人口減少に伴う料金収入の減少や老朽化施設の更新など、各水道事業者は厳しい財政状況にあります。また、水道事業における職員の人員不足など水道事業が抱える課題に対し、早急に対策を講じることが求められています。

第2期ビジョンでは、本県における水道づくりの方針として、以下の3つの基本方針を設定し、推進を図ります。

基本方針

安全・安心な水道
災害等に強い強靱な水道
将来もいつまでも持続する水道

8.2 実現方策

8.2.1 基本目標

3つの基本方針に基づき、水道の現況、水道水の需要と供給の見通し、現状分析・評価を踏まえた水道事業の運営を推進するため、以下のとおり基本目標を設定します。

安全

安全の観点から、水道水源の保全、適切な浄水処理等の水質管理を徹底することにより、県民にとって安全で良質な水を供給することは水道事業者の責務といえます。今後も引き続き、水質管理の徹底に努め、「安全・安心な水を供給し続ける水道」を目指します。

具体的な基本目標は以下のとおりです。

- 水道水質の保全・水質管理の徹底
- 水源の保全・確保
- 小規模水道対策
- 水道未普及地区への支援等

強靱

水道水は県民生活や経済活動に欠かせないライフラインです。その一方で、平成28年には熊本地震などの大規模地震も発生しており、水道施設が被災した場合であっても、迅速に復旧できる強靱な水道を構築することが重要です。

そのためには老朽化した施設の計画的な更新により、平常時の事故率の低下や施設の健全度の保持、水道施設の耐震化を図るなどのハード対策とともに、バックアップ体制の構築や応急給水・応急復旧体制づくりなどのソフト対策も重要です。今後は、これらハード対策の実施とソフト対策の拡充を図り、「災害等に強い強靱な水道」を目指します。

具体的な基本目標は以下のとおりです。

- 資産管理の活用
- 水道施設の有効利用
- 耐震化等の推進
- 危機管理対策の強化

持続

将来の水需要予測から、給水人口や水需要の減少に伴う料金収入の減少が見込まれており、安定的な経営を持続するため、水道事業では、管理業務の一体化やシステムの共同化などの広域化や、経営基盤の強化を推進する必要があります。

また、将来にわたって健全な水道事業経営を継続していくためには、水道に関する技術・知識を有する人材の育成と次世代への技術継承が必要です。さらに、工事の担い手である水道工事業者の確保、従業者確保も必要です。

持続可能な水道事業の経営を図るため、令和 5 年 3 月に策定した「熊本県水道広域化推進プラン」に基づき、広域化の検討を進めていきます。なお、今後も水道を維持していくためには、水道料金の適正化を含めた検討が必要になりますが、これには県民の理解が必要であり、県民とのコミュニケーションの促進が重要となります。

あわせて、地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な未来を実現するため、熊本県では「2050 年熊本県内 CO2 排出実質ゼロ」を掲げており、水道事業においても取組んでいく必要があります。

今後は、経営基盤の強化と人材の育成等を推進することで、「将来にわたり事業運営が持続する水道」を目指します。

具体的な基本目標は以下のとおりです。

- 経営基盤の強化
- 人材育成・組織力強化
- 担い手の確保
- 官民連携の導入検討
- 水道広域化の推進
- 県民とのコミュニケーションの促進
- 環境負荷の低減・脱炭素社会に向けた取組

8.2.2 実現方策

基本理念及び基本方針に基づき、第2期ビジョンにおいては特に水質管理の徹底、資産管理の活用、人材育成・組織力強化、経営基盤の強化に注視し、実現方策をとりまとめています。

また、実現方策での進捗の見通しを図8.2に示します。

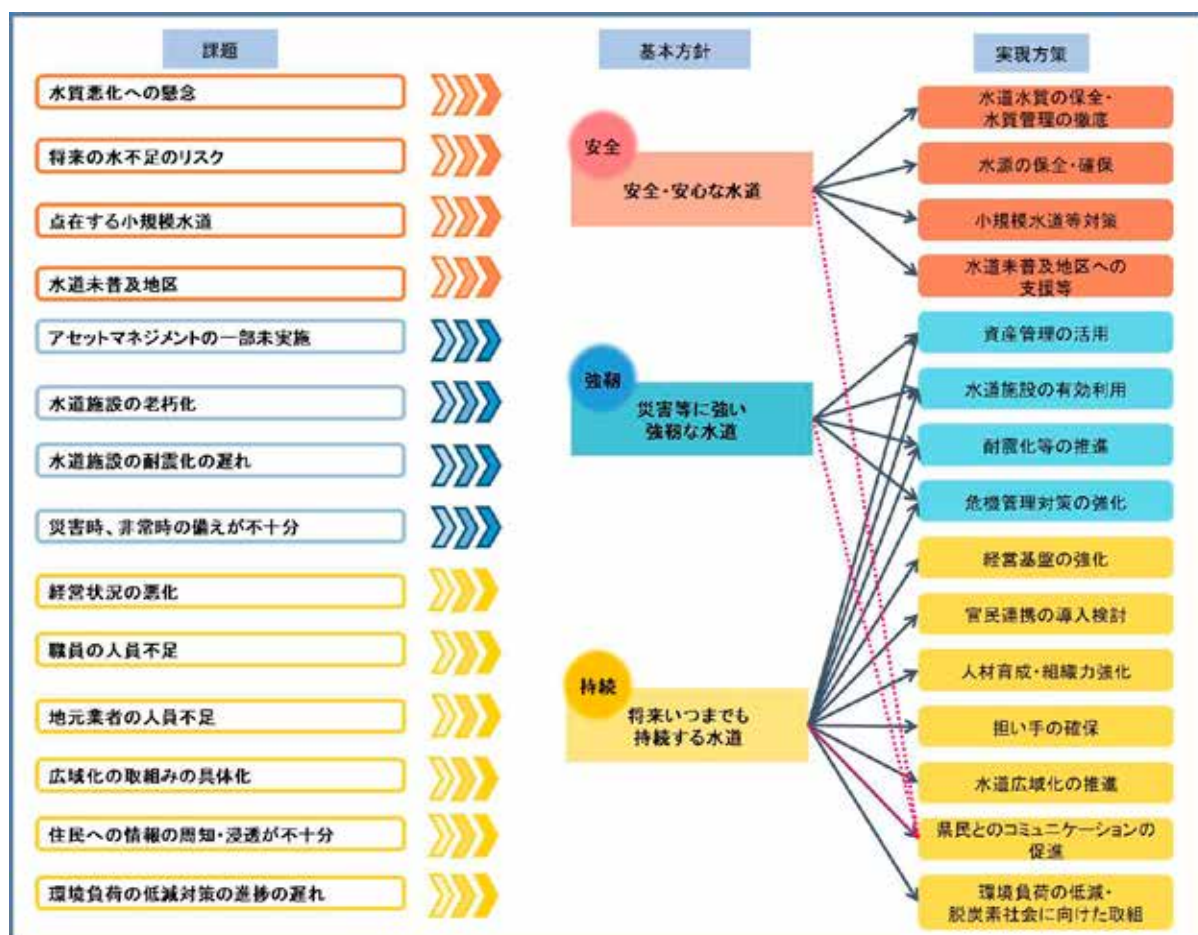


図 8.2 課題を踏まえた第2期ビジョンの目標及び実現方策

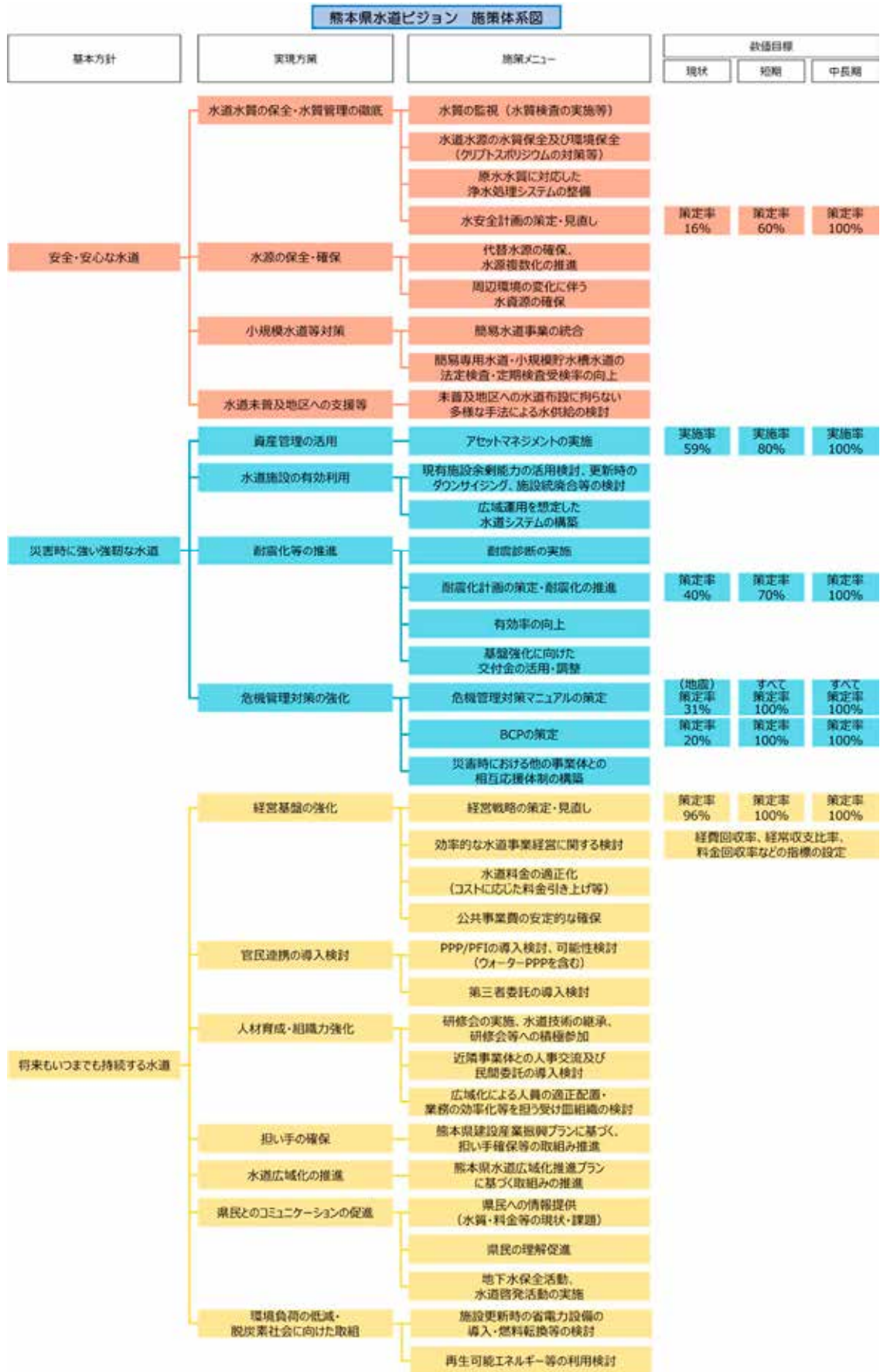


図 8.3 実現方策に向けた施策メニュー及びその目標

(1) 安全

1) 水道水質の保全・水質管理の徹底

現状は良質な原水が確保されていますが、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素やヒ素、マンガ
ン、塩化物イオン、蒸発残留物などが上昇傾向にある水源があり、将来、浄水処理の対応
が必要となる可能性があることから、水質管理を徹底する必要があります。また、有機
フッ素化合物である PFOS 及び PFOA 等の水質管理目標設定項目など、水質基準以外の
新たな懸念物質についても注視していく必要があります。【水道事業者・県】

また、近年のゲリラ豪雨に起因する、取水停止に至る濁度の発生も顕在化しています。
そのため水質の監視体制を強化するとともに、水源水質事故を想定した危機管理マニユア
ルの整備や、非常時を想定した訓練の実施、広域的な応援体制の構築等を検討し、突発的
な水質事故への対応を強化するものとします。【水道事業者・県】

さらに、水質に関する総合的な安全対策として、水道施設への定期的な立入検査を実施
し、水質管理のための指導・助言を行いながら、水質事故を想定した水安全計画の策定・
見直しを推進します。また、水源の汚染レベルの確認を含め、クリプトスポリジウム等対
策指針に則った対策を推進します。【水道事業者・県】

水道水質の保全・水質管理の徹底

- 水質の監視（水質検査の実施等）
- 水道水源の水質保全及び環境保全（クリプトスポリジウムの対策等）
- 原水水質に対応した浄水処理システムの整備
- 水安全計画の策定・見直し：短期 60%・中長期 100%

2) 水源の保全・確保

気候変動等の影響により、将来的に渇水等のリスクが生じる可能性があります。また、
新たな企業誘致や進出等に伴って、水需要の増加が懸念される地域もあり、地下水涵養を
推進するなど、水資源の確保について、関係機関との調整が必要です。【水道事業者】

また、水質悪化が懸念される水源については、今後の経年的な原水水質の推移を注視し
つつ、良好な水源へ取水を切り替えることや新たな水源開発、浄水処理設備整備等の検討
を行うとともに、近隣事業体における余剰水源の活用等を含め、安全な水の効率的な確保
に努めます。【水道事業者・県】

水源の保全・確保

- 代替水源の確保、水源複数化の推進
- 周辺環境の変化に伴う水資源の確保

3) 小規模水道等対策

本県の水道種類別事業数は、令和3年度（2021年度）末において上水道事業が29事業、簡易水道事業が121事業あり、各事業体の簡易水道統合整備計画に沿って、引き続き統合を進めていく必要があります。【水道事業者】

また、飲料水供給施設などの小規模水道や簡易専用水道、小規模貯水槽水道については、水質管理が徹底されるよう指導等を行い、供給される水の安全性確保に努めます。【県】

小規模水道等対策

- 簡易水道事業の統合
- 簡易専用水道・小規模貯水槽水道の法定検査・定期検査受検率の向上

4) 水道未普及地区への支援等

本県は、水道水源の約80%を地下水に依存しており、豊かな地下水を有していることから、水道事業以外の飲料水供給施設や飲用井戸等の小規模な水道施設が多く、県内の水道普及率は令和3年度（2021年度）末において約89%と全国最下位にとどまっています。

水道未普及の解消に向けて、たとえ小規模な集落であっても、飲料水などの生活用水は必要不可欠ですが、一方で、未普及地区への水道の整備には財政負担の増加や、今後人口の減少が見込まれることもあるため、地域の実状によっては、莫大な水道施設の整備・更新費用をかけることは困難と考えられます。

今後も、各水道事業者の状況に応じ、未普及地区への水道施設の整備や飲用井戸等の衛生対策（水質検査等）を進めていくことと併せて、地域の実状を考慮し、県民の理解を得ながら、水道の布設に拘らない多様な手法による水供給（給水車等による運搬送水や移動式浄水装置、小型貯水槽の活用等）、現状の水供給体制の維持に向けた支援のあり方について、今後検討する必要があります。【県・水道事業者】

なお、県では、町村部における飲用井戸等の水質検査を継続して実施します。【県】

水道未普及地区への支援等

- 未普及地区への水道布設に拘らない多様な手法による水供給の検討

(2) 強靱

1) 資産管理の活用

水道事業は大規模更新・再構築の時期を迎えようとしており、人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれる中、将来的に更新投資に要する資金が十分に確保できず、施設の老朽化が急速に進行することが懸念されています。

水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）とは、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動です。

県内で、アセットマネジメントを実施している事業者は、上水道事業で約 76%、簡易水道事業で約 36%です。その一方で、本県の水道施設のうち法定耐用年数を超過した管路は約 17%を占めており、全国平均よりも低いですが、年々増加傾向にあります。

今後、アセットマネジメントが未実施の事業者においては、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」や「簡易支援ツール」などを活用し、実施する必要があります。また、実施済の事業者においては、アセットマネジメントの精度向上を図り、資産を適切に管理のうえ水道施設を計画的に更新することが必要です。**【水道事業者】**

また、アセットマネジメント手法を導入するためには、水道施設の位置や構造、設置時期など管理上の基本的な情報を記載した水道施設台帳の整備が必要不可欠です。さらに、整備した台帳は、災害時の危機管理体制の強化や、水道事業者間での広域連携・官民連携を検討する際の重要な基礎情報となります。

資産管理の活用

- アセットマネジメントの実施：短期 80%・中長期 100%

2) 水道施設の有効利用

本県の水需要の見通しは、人口減少に伴い減少傾向となっています。このことから、整備当初は適正な能力や容量であった水道施設が、余力をもつ非効率な施設となっている場合があります。

アセットマネジメントの実施時には、水道施設の更新時において、ダウンサイジングや統廃合も含めた検討が必要です。一方で、災害に強い水道を構築するため、近隣事業体との水融通（広域化）や災害時協力が必要であり、現有施設の余剰能力の活用も有効な手段と考えられます。【水道事業者】

以上を踏まえ、広域化や非常時対応を踏まえた既存施設の有効活用や、連絡管や共同浄水場・配水池など、広域での運用形態を想定した水道システムの構築を推進します。【水道事業者・県】

水道施設の有効利用

- 現有施設余剰能力の活用検討、更新時のダウンサイジング、施設統廃合等の検討
- 広域運用を想定した水道システムの構築

3) 耐震化等の推進

平成 28 年 4 月に M7.3（最大震度 7）の規模の熊本地震が発生し、水道事業では管路破損等による断水被害や、ポンプ施設等躯体の破損や地盤沈下などが発生しました。

水道は市民生活や社会経済活動に不可欠なライフラインであり、地震などの非常事態においても、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設への給水の確保が求められます。

本県では、令和 3 年度（2021 年度）末時点で基幹管路の耐震適合率が 31.2%となっていますが、多くの水道事業者で耐震化計画が策定されておらず、管路更新に合わせて耐震化を進めている状況です。

以上を踏まえ、重要施設等の優先順位を考慮した効果的な耐震化計画を策定することで、地震に強い水道を目指し、これまで以上に水道施設の耐震化を推進（上下水道一体的な耐震化の推進を含む）します。【水道事業者】

また、管路事故が比較的多く、漏水が多いため、有効率が低い傾向にあります。このため、老朽管の更新により有効率を改善し、水の有効利用を促進します。【水道事業者】

併せて、水道事業者における水道施設の耐震化、更新整備を促進するため、国の交付金・補助制度が効果的かつ円滑に活用できるよう、各水道事業者の整備計画等について、国との調整を図ります。【県】

耐震化等の推進

- 耐震診断の実施
- 耐震化計画の策定及び耐震化の推進：策定率 短期 60%・中長期 100%
- 有効率の向上
- 基盤強化に向けた交付金の活用・調整

4) 危機管理対策の強化

本県では平成 28 年熊本地震や令和 2 年 7 月豪雨などの災害が発生しており、水道の供給においても大きな影響を受けました。水道施設は最も重要なライフラインであり、非常時においても、その供給が求められます。

大規模な被害があっても、水道水の供給に必要な資機材や薬品をはじめ、あらゆるツールを幅広く調達できる体制を構築する必要があります。

地震などの大規模な災害によって業務遂行能力が低下した状況下では、ヒト、モノ、情報などの資源の確保が困難になることが想定されます。そのような場合でも非常時優先業務を継続・再開・開始するためには、業務継続計画（BCP）の推進が不可欠です。

また、地震などの自然災害のほか、管路や設備の機能停止、水質の事故や渇水など多岐にわたる危機に迅速に対応するためには、それぞれの危機に対応したマニュアルをあらかじめ整備しておく必要があります。

以上のことから、全ての水道事業者が各危機管理マニュアル及び BCP を整備することを目指します。【水道事業者】

また、災害時には、水道関係者等と連携を図り、速やかに応急給水がなされるよう支援します。そのため、日頃の備えとして毎年、各水道事業者が所有する給水車、給水タンク、その他資機材等の情報をとりまとめ、情報共有を図ります。【県・水道事業者】

危機管理対策の強化

- 危機管理対策マニュアルの策定：短期 100%・中長期 100%
- BCP の策定：短期 100%・中長期 100%
- 災害時における他の事業体との相互応援体制の構築

(3) 持続

1) 経営基盤の強化

水道事業は、安全で良質な水道水を安定的に供給することを目的とした地方公営企業であり、経営に必要な費用を水道料金収入で運営する独立採算制を基本としています。

しかしながら、水道事業では人口減少や給水量の低下に伴う料金収入の減少が見込まれる一方で、社会情勢等の変化に伴う資材の価格高騰、老朽化施設の更新需要の増加に伴い支出は増える見込みです。

老朽化対策等のアセットマネジメントの実施や水需要量の減少に伴うダウンサイジングなど効率的な水道事業経営について、あらゆる面から総合的に検討していく必要があります。

本県の料金回収率は、県平均では 100% を超過し収益性を維持していますが、将来に向けて、資産維持費を含めたうえで 3～5 年ごとの適切な時期に水道料金を見直すこと（料金の適正化）や経営戦略に基づく経営健全化に向けた取組が早急に必要です。【水道事業者】

また、国に対して、水道事業者が社会資本の整備、防災・減災対策、老朽化対策を着実に推進できるよう各種要望活動を通じ、公共投資予算の安定的・継続的確保を要望します。【県】

経営基盤の強化

- 経営戦略の策定・見直し：策定率 短期 100%、中長期 100%
- 効率的な水道事業経営に関する検討
- 水道料金の適正化（コストに応じた料金引上げ等）
- 公共事業費の安定的な確保

2) 官民連携の導入検討

水道事業における官民連携の例としては、PFI（Private Finance Initiative）や DBO（Design Build Operate）等、施設整備と維持管理を実施するものや、維持管理業務に対する第三者委託等が挙げられます。

水道界全体の技術力を有効活用・相互活用し、技術の継承や業務の効率性を向上させる等の観点から、水道事業者と、主に業務の受注または資材の生産に資する民間事業者のそれぞれが相互のパートナーシップのもと、備えている技術・ノウハウを活かして連携し、将来にわたる技術水準の向上を図るとともに、サービス水準、需要者の満足度の維持・向上を図ることが必要です。

官民連携には多様な形態があるため、水道事業の人員、ノウハウなど公共側が持つ能力に応じ、弱点を補填できる PPP（Public Private Partnership）の活用、職員の負担の軽減や技術力の確保のために、外部委託の拡大を検討する必要があります。それだけでなく、官民連携には従来の外部委託（個別委託）のほか、第三者委託や DBO、PFI、コンセッションなど多様な形態があります。

また、政府の「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）」では、公共施設等運営事業（コンセッション）に段階的に移行するための官民連携方式である「管理・更新一体マネジメント方式」を併せて「ウォーター PPP」として導入拡大を図るとされており、今後、水道、工業用水道及び下水道分野において、導入検討が進むと考えられます。

職員が減少し、ベテラン職員が大量離職する中、水道事業者の技術力の確保と人材の育成を考慮したうえで、これらの官民連携の手法を含め、持続可能な運営形態の構築を進めるものとします。【水道事業者・県】

官民連携の導入検討

- PPP/PFI の導入検討、可能性検討（ウォーター PPP を含む）
- 第三者委託の導入検討

3) 人材育成・組織力強化

水道事業に限らず、多くの分野において団塊世代の大量離職に直面し、職員数の減少のみならず、これまで培ってきた技術やノウハウの継承が課題となっています。

本県内の水道職員（技術職）は、水道事業者によっては若手が半数以上を占める事業者や、ベテランが半数以上を占める事業者と年齢構成に偏りがあり、さらに人口減少に伴い、水道技術の継承、人材の確保が大きな課題になると考えられます。

また、維持管理業務を外部委託する場合には、委託業者の管理やモニタリング、事業者選定等、現在とは違った職務が求められることも予想されます。

水道事業者においては、人的資源確保のため、職員研修の充実や適正な職員配置を図る必要があります。人材の確保が困難な場合には、近隣事業者との人事交流や、水道業務の民間委託等について検討を行う必要がありますが、検討から実現までには時間を要することも考えられることから、熟練職員が在職している今の段階から、将来の維持管理体制について具体的な検討を進めます。

人材育成や技術継承にはIoT 技術の導入などによる業務の効率化も効果的です。今後、設備の更新と併せて、AI や衛星画像の解析による漏水箇所の予測などIoT 技術の導入等による業務効率化を推進します。

また、将来的には、広域化による人員の適正配置や業務の効率化等の検討も必要であり、それを担う受け皿組織の設置なども含め、水道事業者ごとに広域的な視点を持って、将来の維持管理体制や技術・ノウハウの継承などについて具体的な検討を進めます。【県・水道事業者】

人材育成・組織力強化

- 研修会の共同実施、水道技術の継承、研修会等への積極参加
- 近隣事業者との人事交流及び民間委託の導入検討
- 広域化による人員の適正配置・業務の効率化等を担う受け皿組織の検討

4) 担い手の確保

水道工事業者においても同様に、担い手確保及び人材確保が必要です。

今後も、「熊本県建設産業振興プラン」（県土木部）に基づき、将来の建設産業を支える人材の確保・育成等のため、働き方改革の推進や若年者等人材の確保など、担い手の確保に向けた取組みを推進します。【県・水道事業者】

担い手の確保

- 熊本県建設産業振興プランに基づく、担い手確保等の取組み推進

5) 水道広域化の推進

本県では令和5年3月に「熊本県水道広域化推進プラン」を策定し、水道事業の持続的な経営の確保に向け、市町村の区域を超えた水道事業の広域化を推進しています。

第2期ビジョンにおいては、「広域化推進プラン」の推進方針に基づき、事務の広域的処理などについて実現可能性の高いものから進め、地域ごとの広域化の実現に向けて協議を進めます。【県・水道事業者】

水道広域化の推進

- 「熊本県水道広域化推進プラン」に基づく取組みの推進

6) 県民とのコミュニケーションの促進

水道事業者は利用者である県民との積極的なコミュニケーションが欠かせません。事業規模や料金体系の見直しが必要な水道事業者にとって、将来にわたり水道サービスを提供していくうえで、水道事業がおかれている状況を県民に説明し、理解を得ていくことが必要不可欠です。

特に、水道料金は県民の生活に影響を与えるものです。水道料金は給水サービスの対価であり、できるだけ低廉かつ公平でなければなりません。その一方で、県民が求める需要を量・質ともに充足できるよう水道料金を適正に定める必要があります。例えば、水道施設の更新が最盛期を迎える水道事業者にあつては、施設更新の必要性や更新しない場合の将来の問題点、更新に必要な事業費と資金調達の見通し、更新スケジュールなどをわかりやすく工夫し説明する必要があります。県民においては、これら水道の現状・課題や水道料金の設定根拠などについて理解することが必要です。【水道事業者・県・県民】

また、熊本地域等においては、水源が地下水であることから、取水量に応じた地下水涵養の取組みが義務付けられていますが、この取組みもコストの一部であることについても、県民が理解することが必要です。【県民】

今後、水道事業の広域化、簡易水道の統合等、水道事業を取り巻く環境が大きく変化していく状況において、水道事業の直面する課題や施策、水道を維持するための水道料金の適正化などについて、県民の理解が得られるよう、負担とサービスの両面から広報を行うとともに、水道事業の実情について積極的にわかりやすく情報提供を行っていくものとします。県民においては、水道が県民の共有財産であることを認識し、水道の現状等に深く関心を持つことが重要です。【水道事業者・県・県民】

県民とのコミュニケーションの促進

- 県民への情報提供（水質・料金等の水道の現状・課題）
- 県民の理解促進
- 地下水保全活動、水道啓発活動の実施



図 8.4 情報提供（例）（左：水田オーナー制度（熊本市）、情報誌（大津菊陽水道企業団）

7) 環境負荷の低減・脱炭素社会に向けた取組

近年の環境問題は、地球温暖化や廃棄物問題などのように、通常の事業活動や日常生活に起因して発生する形態に変化してきており、さまざまな分野で持続可能な社会の構築に向けた取組みが進められています。水道事業においても資源やエネルギー使用の見直しなどにより環境負荷の低減を図るとともに、環境保全に努める責務が生じています。

また、本県では地球温暖化によるリスクを低減し、持続可能な未来を実現していくため、将来の目指すべき姿として「2050年熊本県内CO₂排出実質ゼロ」を宣言しており、水道事業としても脱炭素社会に向けた取組みが必要です。

水道事業者の責務として、高効率の機器やポンプのインバータ制御や高純度バイオディーゼル燃料（BDF）、再生可能エネルギー等の導入など、省エネルギー対策または再生可能エネルギーの利用について検討し、環境負荷の低減に積極的に取り組むものとします。【水道事業者】

環境負荷の低減・脱炭素社会に向けた取組

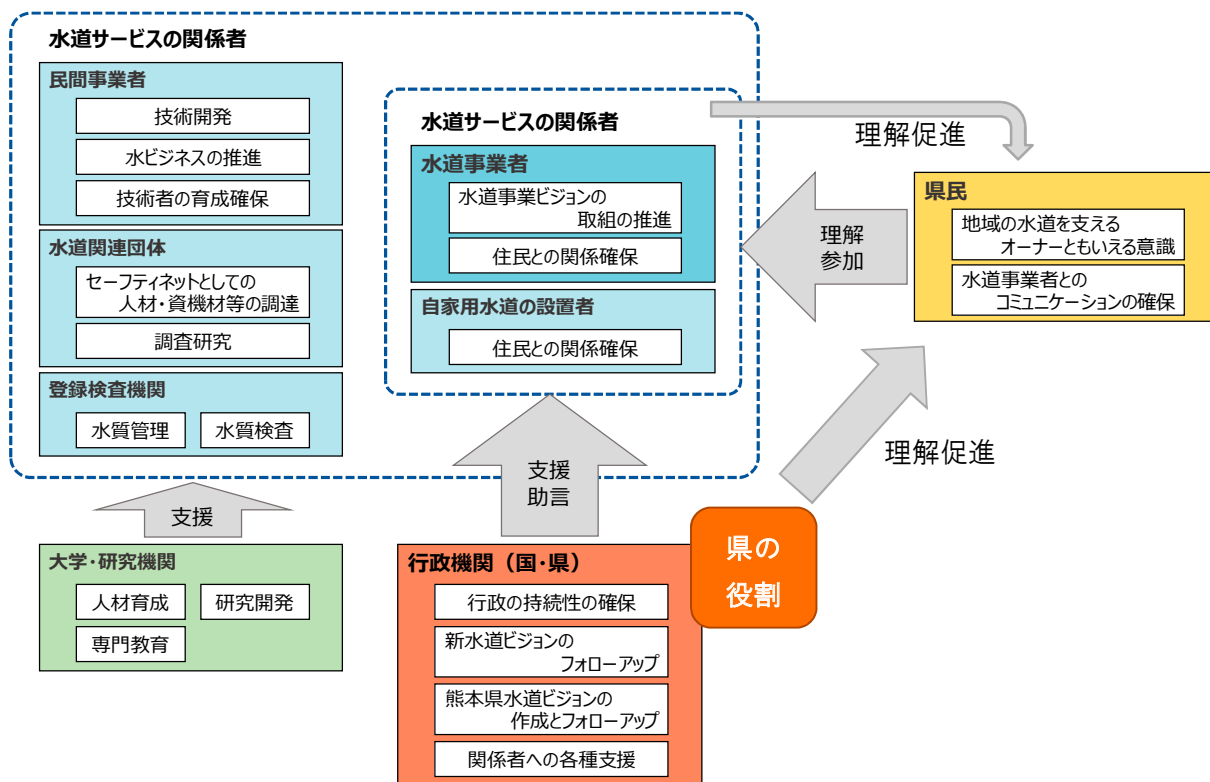
- 施設更新時の省電力設備の導入・燃料転換等の検討
- 再生可能エネルギー等の利用検討

8.3 実現方策に向けた取組み

8.3.1 役割分担

第2期ビジョンで示す水道の実現方策を推進するためには、関係者がそれぞれの状況や立場に応じて適正に役割分担することが必要です。

以下に、水道行政の企画立案、運用、助言、監督等を行う行政機関（国・県）、水道による水の主要な供給主体である水道事業者、県民の役割分担について示します。



「新水道ビジョン 平成 25 年 3 月 厚生労働省健康局」より一部編集

図 8.5 関係者の役割分担

また、表 8.1 に実現方策ごとの役割分担及びスケジュールを示しています。県では、各市町村等が優先的に取り組む施策メニュー及びその進捗状況を把握し、適切な支援を行ってまいります。

(1) 県的主要役割【リーダーシップを発揮した支援と助言】

本県は水道事業の円滑な運営に向け、関係機関と連携・調整するなどして、第2期ビジョンで掲げた各目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

主要な役割としては水道事業者に対する支援や助言、各種の情報提供、水道事業関係機関との調整や水道事業に関する啓発活動等を行うとともに、飲用井戸や小規模貯水槽水道の衛生対策については、関係市町村と協力して取組みを進めます。

また、各水道事業者を取り巻く状況を踏まえ、さまざまな形態の広域化など、水道事業者間の連携や業務委託などの民間事業者との連携を促進するため、水道事業者間の協議の「場」を設けるなどの事業者間の調整を行います。加えて、令和6年（2024年）4月に厚生労働省

が担ってきた水道行政が国土交通省及び環境省に移管されたことに伴い、本県でも下水道部局とも連携を図るとともに、国との調整役を担っていきます。

なお、工業用水道事業者である県企業局においては、上水道等との共同利用施設として、一部の取水・浄水施設等の受託管理をしています。共同利用の水道事業者と調整を図りながら、施設の適切な維持管理を行っていきます。

(2) 水道事業者（市町村等）の主な役割【理想像の具現化】

水道事業者は、安心・安全、強靱、持続に関する各種の事業の推進や経営の健全化に関する施策、事業運営及び水道のユーザーである県民への水道に関する情報提供等を行う必要があります。

事業の現状や抱えているさまざまな課題を把握し整理を行ったうえで、第2期ビジョンで掲げた目標達成に向けて、各施策の優先順位を定め、最適な方策を組み合わせながら事業を進める必要があります。そのためには各水道事業者が目指すべき将来像を描き、その実現のための方策等を示す「水道ビジョン」を必要に応じて見直しを行うとともに、周辺の水道事業者や民間事業者とも連携して事業を実施する必要があります。

また水道の需要者である住民に対しては、水道事業への理解や協力を得るために、水質検査の結果や事業費等の各種の水道事業に関する情報を提供していくことが重要です。

(3) 国の主な役割【支援と助言】

国は新水道ビジョンをとりまとめた立場から、重点的な実現方策全体に関し、取組主体を支援する役割を有します。

また、水道の理想像の具現化に向けて、制度的対応、財政的・技術的支援を中心とした施策体系の充実と関係省庁との連携を図りつつ、必要な助言や取組みなどを支援します。

(4) 県民の主な役割【水道への関わりの深化】

県民は水道事業の顧客であるとともに、水道事業経営を支える重要な役割を果たす水道のオーナーともいえる存在です。水源の確保から浄水処理、配水、給水栓まで、多くの施設や設備と人々の尽力によって支えられる水道事業が多大な投資のうえに成り立っていることと水の大切さを理解してこそ、それに見合う対価を支払うことの納得感が得られます。

水道を県民の共有財産として、水道事業者とのコミュニケーションを図りつつ、自らも地域を支える水道の経営に参画している認識で水道に関わっていくことが重要です。

表 8.1 実現方策ごとの役割分担

	実現方策	施策メニュー	実施主体（◎主体／○支援／◇理解）			スケジュール		
			県	水道事業者	県民	R10 中間	R15 目標	以降 継続
安全	水道水質の保全・ 水質管理の徹底	水質の監視（水質検査の実施等）	○	◎	◇			
		水道水源の水質保全及び環境保全 （クリプトスפורジウムの対策等）	○	◎	◇			
		原水水質に対応した浄水処理システムの整備	○	◎	◇			
		水安全計画の策定・見直し	○	◎	◇	16%	60%	100%
	水源の保全・確保	代替水源の確保、水源複数化の推進	○	◎	◇			
		周辺環境の変化に伴う水資源の確保	◎	◎	◇			
	小規模水道等対策	簡易水道事業の統合	○	◎	◇			
		簡易専用水道・小規模貯水槽水道の 法定検査・定期検査受検率の向上	◎	市 町村	◎ ○			
	水道未普及地区への 支援等	未普及地区への水道布設に拘らない 多様な手法による水供給の検討	○	◎	◇			
強靱	資産管理の活用	アセットマネジメントの実施	○	◎	◇	59%	80%	100%
	水道施設の有効利用	現有施設余力能力の活用検討、更新時のダウン サイジング、施設統廃合等の検討	○	◎	◇			
		広域運用を想定した水道システムの構築	○	◎	◇			
	耐震化等の推進	耐震診断の実施	○	◎	◇			
		耐震化計画の策定及び耐震化の推進	○	◎	◇	40%	70%	100%
		有効率の向上	○	◎	◇			
		基盤強化に向けた交付金の活用・調整	◎	○	◇			
	危機管理対策の強化	危機管理対策マニュアルの策定	○	◎	◇	31%(地震)	100%(すべて)	100%
		BCPの策定	○	◎	◇	20%	100%	100%
		災害時における他の事業者との相互応援体制の 構築	◎	◎	◇			
持続	経営基盤の強化	経営戦略の策定・見直し	○	◎	◇	96%	100%	100% →見直しは必要
		効率的な水道事業経営に関する検討	○	◎	◇			
		水道料金の適正化（コストに応じた料金引き上 げ等）	○	◎	◇			
		公共事業費の安定的な確保	◎	◎	◇			
	官民連携の導入検討	PPP/PFIの導入検討、可能性検討（ウォーター PPP等）	○	◎	◇			
		第三者委託の導入検討	○	◎	◇			
	人材育成・組織力強化	研修会の共同実施、水道技術、研修会等への 積極参加	◎	◎	◇			
		近隣事業者との人事交流及び民間委託の 導入検討	○	◎	◇			
		広域化による人員の適正配置・ 業務の効率化等を担う受け皿組織の検討	◎	◎	◇			
	担い手の確保	熊本県建設産業振興プランに基づく 担い手確保等の取組み推進	○	◎	◇			
	水道広域化の推進	熊本県水道広域化推進プランに基づく 取組みの推進	◎	◎	◇			
	県民とのコミュニケー ションの促進	県民への情報提供 （水質・料金等の現状・課題）	◎	◎	◎			
		県民の理解促進	○	◎	◎			
		地下水保全活動・水道啓発活動の実施	◎	◎	◎			
	環境負荷の低減・脱炭素 社会に向けた取組	施設更新時の省電力設備の導入・燃料転換等の 検討	○	◎	◇			
		再生可能エネルギー等の利用検討	○	◎	◇			

8.3.2 発展的広域化の推進のために取り組む方策

(1) 広域化推進方針

水道事業の経営環境は、急速な人口減少に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新費用の増加等により厳しさが増しています。持続可能な水道事業の経営を図るため、水道事業における市町村の区域を超えた広域化を推進する必要があることから、本県では、令和5年3月に「熊本県水道広域化推進プラン」を策定しました。

広域化の累計は、①施設の共同設置・共同利用、②事務の広域的処理及び③経営統合の3つに区分されます。本県ではそのうち、②事務の広域的処理及び③経営統合の広域化を進めることとしており、「事業統合」や「経営の一体化」などの経営統合についても、上記の取り組み状況を踏まえながら検討を行うこととしています。

(2) 広域連携による対策

平成30年度に、県内6つの地域ごとに検討を行い、実現可能性があると判断した「資機材等の共同発注」や「災害時相互応援協定の拡充」、「職員研修の共同開催」などの広域連携の取り組みについては、令和元年度以降、具体的な広域連携の実現に向けて協議を行っています。

8.4 構想策定後のフォローアップ

8.4.1 フォローアップ

第2期ビジョンは基本理念である「水の国くまもと～安全で強靱なくまもとの水を未来へ、水の供給をいつまでも～」を実現するため、それぞれの関係者が役割分担に応じて、実現方策について計画性を持って取組み、着実に推進することが重要です。

一方で、社会情勢や人口動態の変化、法令等の改正、水道技術の革新など、状況の変化に柔軟に対応していく必要があります。

そこで、県では、第2期ビジョンに基づく各市町村の取組状況を進捗管理表により、定期的に把握します。

また、計画の見直しにあたっては、計画の策定「Plan」、事業の推進「Do」、達成状況の確認「Check」、改善策の検討「Action」のプロセスを実施する「PDCA サイクル」により、当初計画の目標や事業推進上の課題及び事業の有効性等を確認するとともに、県民や水道事業の関係者の意見を広く取り入れることとします。



図 8.6 PDCA サイクルに基づく進捗管理

8.4.2 モニタリング

本県では実現方策の推進のため、地域協議会等の場を活用し、水道事業者との協議・調整を行いながら、毎年上半期（7～9月頃）中に進捗管理表を作成し、水道事業者における取組状況の把握を行います。

8.4.3 水道事業者（市町村等）へのサポート

本県では、「8.4.2 モニタリング」で記載する進捗管理や、2年に1回程度の定期的なヒアリングを通して、取組みの推進に当たっての課題を把握し、先行事例の共有、水道事業者間の調整など、「広域化推進プラン」に基づく取組みと連携しながら支援を行うとともに、個々の水道事業者に対しても実情に応じて寄り添った支援を行っていきます。

また、詳細検討を行うために地域ごとに協議の場を設け、調整を図っていきます。

8.4.4 中間見直し及び最終評価

「8.4.2 モニタリング」及び「8.4.3 水道事業者（市町村等）へのサポート」に記載する進捗把握や定期的なヒアリング、地域協議会での意見交換などの実施により、県において各水道事業の状況等を把握することとし、令和10年度（2028年度）に中間評価を行ったうえで、必要な見直しを行います。

また、最終年度の令和15年度には、第2期ビジョンの総括と最終評価を行うとともに、第2期ビジョン以降に必要な取組み、施策などを検討します。

8.4.5 県民への情報提供

「8.4.2 モニタリング」及び「8.4.3 水道事業者（市町村等）へのサポート」に記載する進捗管理表や定期的なヒアリングの内容などについては、とりまとめのうえ、随時公表します。

表 8.2 第2期ビジョンの進捗管理（イメージ）

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
取組み状況の評価 (中間・最終評価等)					中間評価・ 見直し					最終評価
進捗管理表による 進捗把握		○ 上半期中	○	○	○	○	○	○	○	○
市町村等の ヒアリング		○	進捗報告を目的とし、1回/2年程度に実施					○		○
地域協議会での 意見交換			地域ごとに詳細検討や取組みに向けた調整を目的とし、適宜実施							